

## 第2章 点検評価結果

### 1 財団法人21あおり産業総合支援センター

#### 1 法人の概要

(平成20年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 加藤 丈夫	県所管部課名	商工労働部 商工政策課	
設立年月日	昭和44年5月26日	基本財産	549,756千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率	
	青森県	390,000千円	70.9%	
	みちのく銀行	34,010千円	6.2%	
	青森銀行	33,690千円	6.1%	
	青森市	30,245千円	5.5%	
	東北電力	11,710千円	2.1%	
	黒石市	7,220千円	1.3%	
	藤崎町	5,090千円	0.9%	
	あおり信用金庫	3,583千円	0.7%	
	田舎館村	2,445千円	0.4%	
	みずほ銀行	2,070千円	0.4%	
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	17名	2名	県OB1名
	監事	2名	0名	
	職員	73名	31名	県派遣18名、県OB1名
業務内容	県内中小企業者等に対する研究開発から事業化までに応じた総合的な支援			
経営状況 (平成19年度)	経常収益	2,425,148千円	(その他参考)	
	経常費用	2,359,116千円	県からの補助金	305,520千円
	当期経常増減額	66,032千円	県からの受託事業収入	170,269千円
	当期一般正味財産増減額	62,776千円	県の損失補償	3,231,242千円

#### 2 沿革

県内中小企業の設備の近代化を促進するため、中小企業近代化資金等助成法による設備貸与機関として、昭和44年5月に財団法人青森県中小企業機械貸与公社(昭和49年10月に財団法人青森県中小企業振興公社に名称変更)が設立された。

その後、厳しい経済環境の中で本県産業のより一層の活性化を進めていくためには新産業や新事業の創出が不可欠であることから、研究開発から事業化までを一貫して総合的に支援する体制の構築を図るため、平成12年4月に財団法人青森県中小企業振興公社を存続法人とし、財団法人青森テクノポリス開発機構及び財団法人21あおり創造的企業支援財団を統合し、名称を「財団法人21あおり産業総合支援センター」に変更した。

### 3 課題と点検評価

平成19年度の報告書において提言した事項を中心に点検評価を行った結果は、次のとおりである。

#### (1) 理事長の常勤化とトップマネジメントの強化

当法人は、本県における産業の中核的支援機関として非常に重要な役割を担っていることから、当委員会は、常勤の理事長の強力なトップマネジメントの下で法令を遵守しながら、その役割を適切に遂行していくことを求めていた。当法人からは、理事長に求められる資質として、当法人の運営の方向性についてグローバルな視点から指示できること、当法人の運営に対して民間の視点で改善の提案ができること、ベンチャー企業の育成についても高い見識を有していることを挙げており、これらの条件を満たす人材を常勤の理事長として選定することは現状において困難であること、また、そのような人物に相応の報酬を支払うことも当法人の財務上困難であることから、県外在住者である現理事長が非常勤の理事長として就任していることが説明された。これを受け、平成19年度の報告書では、「理事長が経営責任者として実質的に当法人のマネジメントに関与していくためには、ある程度定期的に理事長が事務所において勤務する必要があるが、当法人の厳しい財務状況については理解しているが、理事長が可能な限り事務所において勤務することができるよう適切な手段を講ずることを期待する」ことを提言していた。

この点について、当法人からは、現理事長に対しては、定期的に状況報告を行うとともに、重要な情報についてはその都度報告し、また、予算、決算、新規事業など重要な事項については専務理事及び職員が適時上京し、直接、理事長の判断を仰いでいる、との説明があった。

当委員会としては、当法人の人材の確保や財務状況といった現状を踏まえると、非常勤の理事長を選任したことはやむを得ないものと理解できるが、トップマネジメントの強化及び法令遵守の徹底を図るために、理事長の常勤化が早期に実現されることを引き続き望むものである。

#### (2) 資金の集中的・重点的な投資によるより効果的な事業の実施

当法人は、平成17年度において、設備投資支援事業をはじめとして20の事業を行っており、また、会計が24の事業に区分されていることにより資金が分散化していることから、平成18年度の報告書では、「事業全体の見直しにより事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的に投資し、より効果的な事業を行うこと」を提言していた。

この点について、平成19年度においては、地域産業総合支援事業等に係る5つの会計を一本化したほか、新たに開始した「スタートアップ応援型ファンド運営・助成事業」にこれまでの各種助成事業を集約していた。また、平成20年度においても、「下請かけこみ寺事業」、「青森県津軽地域産業活性化人材養成等事業」及び「地域力連携拠点事業」の新規事業について、既存事業に組み込み、事業会計を増やさないようにしている旨の説明がなされた。

当委員会としては、当法人の果たす機能が多岐にわたるため多くの事業を実施していることは理解しているが、今後も引き続き事業の統合・再整理を行いながら、資金を集中的・重点的に投資し、より効果的な事業を行うことを望むものである。

#### (3) 県派遣職員のプロパー職員への置換えの推進

平成19年度は、常勤職員34名中18名が県からの派遣職員であり、県派遣職員は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により派遣期間が限られ、通常3年程度で県に戻ることから、当法人が実施している専門的業務に係るノウハウが蓄積されず、特に設備投資支援事業については、貸付審査、事業のフォローアップ、貸付債権の回収といった一連の企業支援業務が担当職員の短期間での交替により円滑に行われず、このことが貸付債権の延滞増加の要因の一つになっているのではないかと懸念された。このため、設備投資支援事業等に係る専門的なノウハウの蓄積を図り、自立した経営を行うことができるよう、平成19年度の報告書では、

「プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進すること」を提言していた。

平成20年度は、常勤職員31名中18名が県からの派遣職員となっており、所管課では、本提言について、当法人の実施する補助事業、受託事業等に応じて県職員を派遣していること、また、現状の財務状況では、プロパー職員を新たに採用することができないことから、事業量に応じた県派遣職員が必要であるとしている。

確かに、当法人が一定の期間に限り実施する補助事業、受託事業等については、当面は県派遣職員で対応することもやむを得ないとしても、設備投資支援事業等の恒常的な事業については、専門的なノウハウの蓄積を図る必要性が高いことから、プロパー職員を育成し、中小企業診断士の資格を取得させることなどにより、順次、県派遣職員のプロパー職員への置換えを推進することが必要である。

なお、当法人は、厳しい財務状況を踏まえ、平成20年10月から役職員の給与月額2%及び管理職手当3%を削減している。今後は、こうした人件費の見直しにより生じた財源で新たなプロパー職員への置換えを推進するなど、更なる経営努力も必要である。

#### (4) 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上並びに未収債権の発生防止及び回収率の向上

##### ア 設備・機械類貸与事業に係る適正な貸倒引当金の計上

当法人の設備・機械類貸与事業に係る平成18年度末の貸倒引当金について、必要額を全額計上しておらず、その理由として、関係機関から「貸倒引当金必要額を一括計上しなくても違法、不当ではない」という指導を受けたことを挙げているものの、新公益法人会計基準の下では適切でないため、平成19年度の報告書では、「新公益法人会計基準にしたがって適切な貸倒引当金を計上することが必要である」ことを提言していた。

当法人の平成19年度末における設備・機械類貸与事業に係る貸倒引当金の引当状況について確認したところ、貸倒引当金必要額を6億6,203万円と見積もっているが、貸倒引当金は3億3,661万円しか計上されておらず、平成19年度末の引当不足額は3億2,542万円となっている。平成18年度末の引当不足額4億8,262万円からは縮小しているが、依然として適切な引当とはなっていない。

新公益法人会計基準では、「財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明りょうに表示するものでなければならない」とされ、また、「受取手形、未収金、貸付金等の債権については、取得価額から貸倒引当金を控除した額をもって貸借対照表価額とする」と規定されていることから、同基準にしたがって適切に対応することが必要である。

また、当法人では、「貸倒引当金必要額を一括計上するための財源がない」ことも理由としているが、貸倒引当金の計上には財源を一切必要としないことから、適切に対応する必要がある。

##### イ 設備・機械類貸与事業に係る未収債権の発生防止及び回収率の向上

平成18年度においては、平成17年度と比較し、未収債権の発生額が減少したものの、未収債権の回収額も減少し、依然として回収額よりも発生額が多い状況が続いていた。また、平成19年度における設備・機械類貸与事業を担当する職員は、県派遣職員2.5名、プロパー職員3名の計5.5名となっており、貸付から回収まで責任を持って対応することが困難となる状況も懸念された。このため、平成19年度の報告書では、「引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに債権管理の適正化に向けた体制及び取組をより一層強化し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努める必要があること」を提言していた。

この点について、当法人からは、大口貸与先や自己査定に基づく要注意先以下の貸与先などを対象として、事後指導等により決算書類を入手しながら経営状況を把握し、経営改善策についてアドバイスなどを行い、未収債権の発生防止に努めていること、また、平成20年度においては、県派遣職員3名、プロパー職員3名の計6名の人員体制で貸与審査、債権回収、自己査定等の業務を遂行できたことについての説明があった。

しかしながら、平成19年度の未収債権の状況は、次のとおりであり、依然として回収額よりも発生額が多く、未収債権の回収が進んでいない。

【平成17年度～平成19年度の未収債権の状況】 (単位：千円)

区分	年度当初未収債権額	左の回収額	発生額	償却額	年度末未収債権額
平成17年度	928,432	57,346	86,194	58,753	898,527
平成18年度	898,527	33,787	68,277	105,903	827,114
平成19年度	827,114	42,410	69,836	72,103	782,437

【設備・機械類貸与事業の貸与件数・金額の状況】 (単位：件、千円、%)

区分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		増加率(19/17) (金額ベース)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
機械金属工業	2	26,300	13	177,945	15	300,385	1,042.0
軽工業	3	11,969	4	46,191	4	43,104	260.1
繊維工業	1	6,016	0	0	2	12,335	105.0
農林水産業	4	39,529	10	81,491	9	92,585	134.2
鉱業	0	0	2	69,200	1	18,000	皆増
その他	13	234,882	36	641,722	38	569,799	142.6
合計	23	318,696	65	1,016,549	69	1,036,208	225.1

当委員会としては、設備・機械類貸与事業は、上表のとおり、平成18年度及び平成19年度において貸付件数・金額ともに大幅に増加しており、また、県内の経済情勢は依然として厳しい状況にあるため、未収債権の発生の増加が懸念されることから、貸与後のフォローアップを確実にを行うための人員体制を更に充実・整備する必要があると考える。また、引き続き、設備・機械類貸与事業における貸与審査の精度を高めるとともに、未収債権の回収を確実に進めるための債権回収マニュアル等を整備し、未収債権の発生防止及び回収率の向上に努めるなど、債権管理の適正化に万全を期す必要がある。

(5) 設備貸与事業会計及びオーダーメイド型貸工場事業会計における適正な人件費の計上

設備貸与事業会計については、決算時に各会計の収支尻をゼロとするために、会計間の人件費の振替えが行われており、その結果、決算書上の各会計で計上されている人件費は実態を適切に表さなくなっているばかりか、会計間の不要な取引の仕訳や資金の授受による事務コストを発生させていることが認められた。また、オーダーメイド型貸工場事業会計については、人件費配賦の基準について一貫性・継続性が見られず、また、業務量からすれば現在はオーダーメイド型貸工場事業は償還業務のみを行っており業務量を反映した適正な配賦基準に従っていないものと認められた。このように、両事業会計における人件費については、実態を適切に表していない計上方法となっていたことから、平成19年度の報告書では、「実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある」ことを提言していた。

当法人では、各事業会計すべてがそれぞれの人件費を賄うための管理費を有しているわけではないので、各事業会計単位で人件費を適正配分し計上することは困難であるが、今後の課題として、県と協議しながら、財政状況を踏まえて検討していきたい、としている。

事業ごとに事務分担が決まっていることから、事業を実施する職員の人件費については、当該事業に係る会計に配賦する必要があり、また、管理費については職員数に応じて配賦するなど、経理規程に明文化し、又は会計処理マニュアル等を制定し、実態を反映した経費の配分が決算書に反映されるよう措置を講ずる必要がある。

(6) 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との連携強化

当法人は、本県産業のより一層の活性化を進めていくため、既存産業の活性化とともに新産業や新事業の創出を支援し、本県産業の活性化と活力ある地域づくりに寄与することを目的とし、多岐にわたる事業を実施しているが、他の支援を行う団体と連携・役割分担し、他団体の持つ情報や専門性を活用することができれば、当法人の事業展開がより効果的なものとなることが期待される。

この点については、平成19年度より、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団と連携し、取り組んでいることが確認されている。

財団法人むつ小川原地域・産業振興財団では、地域振興及び産業振興を図り、もって県民全体の生活の安定と向上に寄与することを目的として各種助成事業を実施しており、まさに産業振興の観点からすれば、事業展開の方向性は同一であることから、当法人のコーディネーター等を活用し、両法人の実施事業を互いに補完し合うことができるよう引き続き業務連携を強化しつつ、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団との統合を一定の視野に入れた検討を進めていただきたい。